

各保育施設長 殿

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 奥田 光広
子ども施設担当課長 永尾 真一
(公印省略)

公園使用及び公園内での活動における遊び方について（通知）

平素より当区の保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

公園使用及び公園内での遊び方については、これまでも各施設において適切に対応していただいていることと存じますが、今般、近隣の方から公園使用のマナー等についてご意見をいただく機会が増えており、また、公園内での事故報告も多くなっていることから、下記の事項にご留意の上、公園使用及び公園内での遊び方について、改めてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 公園使用についての留意事項

- (1) 公園は公共の遊び場であり、住民にとっての憩いの場でもあります。保育士がそのことを十分認識し、公園の使用のしかたについて、事前に公園の案内板を確認しておくなど、計画段階から考えることが大切です
適切な使用のしかたとしては、他園が先に来ていたら、声を掛け合い、お互いに時間や場所の調整をする、又は、別の公園へ移動するなどが考えられます。
また、保育園以外のお子さんが遊んでいる場合も、譲り合って遊ぶよう園児に声を掛けるなど、公園内にいる方に配慮した対応をお願いいたします。
- (2) 公園内での見失い事故を防ぐため、人数確認の方法等についても、計画段階で改めて保育士間で確認しておいてください。
- (3) 引率している保育士の中で、遊びの中心者となる職員と、全体を見守る職員の役割の認識を持つようにしてください。
- (4) 園長は、各年齢のクラスがどのように散歩を行っているのか（場所や遊び方など）を、日頃から把握しておくようにしてください（時々、公園に同行するなど）。
- (5) 公園内で撮影をする際は、周囲の状況を確認して、他の方が映り込まないようにご配慮ください。

2 公園での遊び方についての留意事項

- (1) 公園内に、他の方（大人子どもに関わらず）がいる時といない時で、遊び方を工夫してください。
- (2) 公園内の利用者の有無に関わらず、周囲の環境等配慮した遊び方をしてください（音、子どもたちの声、保育者の声かけなど）。
- (3) 低年齢の子が利用している時は、事故につながる可能性が高くなるので、走らなくても楽しめる遊び方の工夫を検討してください。
- (4) 鬼ごっこなど走る遊びをするときは、周囲に危険がないか十分に考慮して行ってください。また、固定遊具等の遊びの邪魔にならないように注意してください。
固定遊具には、対象年齢が表示してある場合もあります。園児の年齢に合わせた遊び方を保育士間で確認するようにしてください。

※ 上記の計画や散歩届等の詳細についてご質問があれば、担当までお問い合わせください。

【担当】

文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設指導担当
電話 03-5803-1845